

# 放課後学童保育沼っ子クラブ自己評価票

I 運営指針:総則とそれに直接付随する項目【=第1章、第2章、第7章に対する項目】

令和7年3月31日

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	日々のミーティングや、支援員の研修等、職員で共有しながら運営するように努めている。
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	職員間で意見を交わしながら、子どもと家庭を支える役割を果たしている。
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもたちが安心・安全に過ごせるように、環境整備や保育内容の検討を行っている。
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校の関係機関と連携している。	○	保護者には、迎えの際に子どもたちの様子を日頃から伝えるようにしている。
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	放課後児童支援員認定研修やその他の研修に参加し、放課後児童支援員の役割などを学んでいる。
	(4) 放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	子どもの人権に十分配慮し、思いや意見を尊重して、一人ひとりに寄り添った育成支援を心掛けている。	
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	職員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、日々のミーティングや会議等で行動規範の確認を行い、育成支援の向上に努めている。子どもや保護者との会話においては細心の注意を払い、職員同士でも気付いたことがあるときには話し合いをしている。
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともにすべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	法令遵守に関わる全ての事柄において配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	電話、お迎え時の会話等で保護者からの要望・意見・心配事を聞く等、保護者や子どもの声を聴くこと及び迅速に対応することを心掛けている。
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後指導支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように務めている。	○	その日の動きや子どもの変化を毎日のミーティングで共有している。月に1度会議を行い、行事や子どもの様子について話し合う時間を設けている。
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	内部研修を行うとともに、積極的に外部研修にも参加するよう心掛けている。
	(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	今回の自己チェックシートにて実施している。	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達段階に応じた育成支援を行うように努めている。

II 運営指針:育成支援に直接かかわる項目【=第3章、第5章に対応する項目】

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	保護者と連携して育成支援を行っている。児童が安心して過ごし、健全に成長出来る場となるよう努めている。
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	年齢や発達の状況が異なる子どもたちが一緒に生活していることを考慮し、子どもたちにとって居心地の良い場となるよう保育にあたっている。
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入の考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	受け入れに当たっては保護者との話し合いをもち、個別に把握している。加配職員も整えている。
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの自主性や主体性を尊重し、学童での子ども達との生活を通して、共に成長できるように育成支援を行っている。
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	早期発見の努力義務を理解し、気になる事柄については職員で情報共有をしている。
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子ども、保護者との日常のコミュニケーションを大切にし、子どもの家庭状況などに注視している。
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	守秘義務を厳守し、情報の取扱いについては特に注意をし、職員間でも繰り返し確認を行っている。
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	子どもの様子や学童での行事の様子については、日々のお迎え時や手紙にて知らせている。欠席連絡が無い場合には、安全確認の為、必ず電話にて確認をしている。
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者からの質問・要望等には、丁寧かつ迅速に対応するように心掛けるとともに、必要に応じてお迎え時や電話等で相談に対応し、日頃からの相談しやすい関係作りを大切にしている。
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	保護者会などは無いが、学童の活動については、口頭や手紙で丁寧に伝えている。
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画、月のおたよりの作成。子どもの様子や必要な事項は、手紙や掲示板・安心メールにて全家庭に知らせている。
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、出席簿等で記録。会議、行事、保育環境の整備を行っている。